

佐藤講師オリジナルテキスト

特許法・実用新案法 ■

第2節 新規性

1. 総説
2. 規定の説明

1. 総説

■総説

- 1 特許権は新規な発明を公開する代表として付与されるものである。したがって、出願時点では、既に社会に公開されてしまった技術は、改めて公表してしまった技術進歩に反映し得ず、保護するに至らない。

2. 規定の説明

(1) 新規性の判断基準

- ① 時期的基準
29条1項各号はそれぞれ、「特許出願前に」を規定している。すなはち、発明の新規性有無の時間的な判断は、特許出願をした時点が基準となる。

- ② 地域的基準
日本国内又は外国が基準とされる（世界主義）。

③ 公知

- 29条1項1号の「公然知られた発明」は、「公知発明」と略される。

- ① 公然
「公然」とは、秘密を脱した状態をいう。人数の多寡は問わない。不特定人が悉かに問題である。
② 知られた
「知られ」とは、その発明が技術的に理解されたことを意味する。
「知られた」とは、発明が現実に知られたことを意味するが、知られ得る状態では該当しないと解される（通説）。

④ 公用

- 29条1項2号に「公然実施された発明」は、「公用発明」と略される。

- ① 公然実施された発明
「公然実施された発明」とは、その内容が公然知られる状況又は公然知られるおそれのある状況で実施された発明をいう。

最新情報・権利を最大化

しめて実業リーガルマインド・本電子

【参考文献】特許法・実用新案法 ■

新規性

新規性（第29条1項各号）

第29条第1項

- 一 特許出願前に日本国内又は国外において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は国外において公然実施された発明
- 三 特許出願前に日本国内又は国外において、該当された既存物に記載された発明又は電気通信手段を通じて公衆に利用可能となつた発明

- 1 新規性を要件とされた趣旨（なぜ新規性を要件とされた要求したのか）

特許制度は発明公開の代償として特許権を付与するものであるから、特許権が付与される発明は新規な発明でなければならぬ。29条1項は、このことを考慮して規定されたものである（青本参照）。

2 各号の規定

- ① 公知
- ② 公用 → 意匠にはない。
- ③ 刊行物公知等

3 時期的基準

- ① 出願時前 → 時分まで問題となる。

- ② この点が日を基準とする先後順と異なる → 特許は新規発明公開の代償

例	A	B	C
公知	4/1	5/1	5/1
出願	9時	9時1分	

③ まさに甲の出願を前提とする引例となる。

4 地域的基準

- ① 選果 → 1号・2号 → 自国主義
→ 3号 → 世界主義
→ 1号・2号までも世界主義とすると、特許庁の審査負担が増大するから。
- ② 現在 → 全て世界主義を採用（平成10年改正）
→ 当該分野での実施化を制限する結果となる場合があり、延いては我が国の当該分野の産業の発達を阻害することになるから。
③ 安全な機能の認定
④ インターネット等の普及によって、世界主義についても立証が容易になった。

最新情報・権利を最大化

しめて実業リーガルマインド・本電子

4

■ 技術重要項目セレクト

□□□6

特許権の存続期間は、その期間の末日が休日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）である場合には、その日の翌日をもってその期間の末日となる。【P29-特実14(3)】

□□□7

実用新案登録出願を特許出願に変更した場合の出願の変更の日は法定期間の計算の基準となることがある。【S07-13(3)】

□□□8

国と株式会社との共同出願に係り持分の定めがなされている特許出願について特許をすべき旨の査定がなされた場合、請求により第1年から第3年までの各年の特許料の納付期間が延長されることがあるほか、請求がなされない場合であっても、当該特許料の納付期間が延長されることがある。【S07-54(1)】

■■■6
特許権の存続期間については、手続についての期間ではないため、たとえその末日が休日であってもその日に満了する（青本3条参照）。

■■■7
変更に係る特許出願については、請求の3第1項の期間超過後であっても、出願変更の日から30日以内に限り審査請求できるため（P29の3第2項）、出願の変更の日は法定期間の基準日となる。

■■■8
手続期間又は交通不便の地にある者に該当すれば、請求がなくとも特許料の納付により納付期間が延長されることがある。

1 入門エッセンシャル講座では、まずは、パワーポイントと『エッセンシャルジャム』で弁理士試験で扱うテーマについての概要の説明をします。趣旨や規定をしっかりと理解することで、その後に学習する内容が定着しやすく、また、論文の学習にもつながる知識を修得することができます。

2 短答コンプリート講座の（短答基礎編）で使用する『クレステトレジュメ』には、まず、そのテーマで扱う条文を掲載。その条文に照らし合わせながら、入門エッセンシャル講座で学んだ規定を再確認していきます。

3 試験で確認される細かい知識のところまで、具体例を交えてしっかりと解説していく。短答コンプリート講座の（応用知識編）では、さらに『短答アドヴァンスティキスト（P47参照）』を使用し、逐段的に条文を追うスタイルで学習。類理のないステップアップを図っています。

4 短答重要項目セレクトでは、過去問を題材とした一問一答スタイルのテキストを使用。佐藤講師自らが本試験で間われやすい重要項目を厳選していますので、直前期の最終調整として活用してください。

*テキスト画像はサンプルです。

短答コンプリートコースをお申し込みの方は
クラス選択チューターの無料相談サービスが受けられます！

チューター担当 LEC 専任講師



広瀬智仁 LEC 専任講師

LEC 入門講座佐藤クラス出身。現在は特許事務所に勤務。実務の側面、佐藤講師の右腕として教材制作や受講相談などのサポート役を務めます。お気軽にお問い合わせください。

※短答コンプリートコース受講生の方は、無料でクラス専任チューターの相談サービスが受けられます。1ヶ月分の相談実績スケジュールを前月末までお知らせしますので、ご予約の上ご利用ください。予約方法等の詳細は渋谷駅前本校までお問い合わせください。